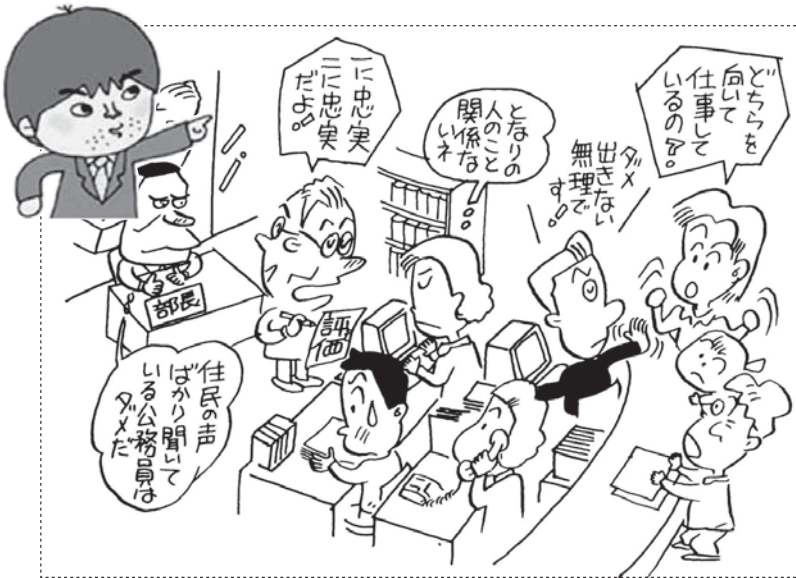


1937
2011
9/1

府職の友

発行所／大阪府関係職員労働組合
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-59
電話 06(6941)0351・内線3740
直通06(6941)3079 FAX06(6941)4541
Eメール info@fusyokuro.gr.jp
URL/http://www.fusyokuro.gr.jp
発行人／平井 賢治 編集人／小山 智美
(一部10円)組合員の購読料は組合費に含まれています。

9月20日
府議会開会日
議員要請行動
昼休み集会



トップダウン 専制支配狙う

「職員基本条例」の 議会提案を許すな

全体の奉仕者として府民と向き合い 憲法・地方自治に基づき職務を遂行できる府政へ

「大阪維新の会」は「職員基本条例案」と「教育基本条例案」の概要を発表し、9月府議会に条例案を提出することを表明しました。「職員基本条例案」の概要は「幹部職員を『準特別職』として公募制を導入」「民間登用や『抜てき人事』を可能にする」とし、知事や一部幹部に強大な特権を与え、府幹部を特権官僚化するものです。府職労は、以下の委員長声明を発表しました。

橋下知事が率いる「大阪維新の会」は22日、「職員基本条例案」と「教育基本条例案」の概要を発表し、大阪府議会、大阪市議会の9月議会に条例案を提出することを表明した。

「職員基本条例案」の概要は、「部長や次長など幹部職員を『準特別職』として公

募制を導入」「民間登用や『抜てき人事』を可能にする」とし、知事や一部幹部に強大な特権を与え、府幹部を特権官僚化するものである。

また、日々府民と接し、第一線で働く職員に対しては、「人事評価の相対評価を徹底して、パフォーマンスの最も低い職員から一定数を下位評価にすることを人事担当に義務付ける」とし、「連続して下位評価を受けた職員を分限免職の対象とする」と同じ職務命令に3回連続で違反した職員は分限免職「職制や定数の改廃、予算の減少により過員を生じた職員を免職できる」とし、トップダウンを徹底し、特権官僚による職員支配を強化するものである。

日本国憲法は二度と侵略戦争や人権侵害を繰り返さないために、公務員を全体の奉仕者とし、憲法尊重・擁護の義務を課しており、公務員は憲法の立場で住民

の命・財産を守ることが職員である。

「身分保障」は憲法15条に基づくものであり、いわゆる「身分保障」は、選挙により交代することが前提の首長による恣意的な処分や免職の横行により、行政の大前提である政治的中立性と行政の安定性を妨ぐための規定であり、憲法15条に基づき行政の原則を守るためのものである。だからこそ、「身分保障」は公務員の労働基本権が剥奪される前から国家公務員法に明記されていたものである。

客観性・公平性ない
評価で職員をクビに
とりわけ、人事評価で必ず5%の下位評価を義務付け、連続すれば免職できることになれば、評価制度そのものに客観性も公平性もない以上、上司に気に入られることに必死になる公務員ばかりをつくることになる。府民要求に耳を傾け、その実現のために努力する職員を排除し、どんな悪政であってでも権力や上司に従い、府民を抑制・管理する職員づくりを狙うものである。かつて、生活保護を認めず、市民が餓死したという痛ましい事件の背景に、保

護件数圧縮という「業務目標」と「評価制度」が存在したが、府民の生活実態よりも上司の定めた目標が優先されれば、府民の願いからかけ離れた府庁に変質することは必至である。

「条例案」の前文では、「『民』が求める政策を実現することを阻む硬直化した公務員制度を再構築することが求められている」「わが国社会の停滞を打破し、『民』主体の社会とするために公務員制度改革を

行」とされている。ここで「民」としているのは、いわゆる「民間大企業」であり、「府民」ではない。この間、橋下知事と「大阪維新の会」が強引に押し進めてきた府庁のWTC移転に見られるように、この「条例案」の真の狙いは、府職労は、憲法・地方自治を守り、福祉や教育、医療など、府民の生活と権利を守り、「大阪維新の会」をもち、「大阪維新の会」の上程を行わないよう強く求めるとともに、府民要求の前進めざし、広範な府民との共同した取り組みを全力で進めるものである。

「学校に強制はなじまない」(毎日新聞)「政治は教育に口を出すべきじゃあない」(野中広務元自民党幹事長)など、「君が代」強制条例に厳しい批判がおこっています。ところが、橋下知事が代表を務める「大阪維新の会」は、多くの国民・府民の声を背を向け「教育基本条例案」と「職員基本条例案」を府議会などに提出すると発表しました。憲法と地方自治法をふみにじる2つの条例案に反対の声をあげましょう。

政治の介入による公教育破壊と、ものいわぬ府民・職員づくりをねらう 「教育基本条例案」「職員基本条例案」を 許さない 府民集会

日時 2011年9月6日(火)
午後6時30分～
会場 エル・おおさか大ホール
京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m
地下鉄御堂筋線「北浜駅」より東へ500m
講演 「教育に強制はなじまない」
堀尾 輝久さん
(東京大学名誉教授、元日本教育学会会長)
各界からのあいさつ、リレートークなど
主催：子どもと教育・文化を守る大阪府民会議／憲法改悪阻止大阪府各界連絡会議
自由法曹団大阪支部／民主法律協会／日本国民救援会大阪府本部
全大阪労働組合総連合／大阪教職員組合／大阪自治体労働組合総連合
連絡先：大阪教職員組合 ☎06-6768-2330 FAX06-6768-2239

遊歩道

世界遺産である屋久島に初めて訪れました。民宿まで約8時間の旅でした▼2
日目は、レン

タカーで島を一周(約130キロ)しました。最初は民宿の主人の案内で現在も活動するトロッコの軌道です。昔は屋久杉を安房の港まで切り出す経路でしたが、今は水力発電所の職員が維持・保安のために通勤に使われ、島の電力は水力で100%賄っています。亜熱帯でありながら谷間の風は涼しさを誘います。その後、滝が直接海に流れる「トロッキーの滝」、一枚岩の山肌から流れる「千尋滝」、高さ88mの「大川の滝」などの勇壮な自然と周遊道路での屋久猿の親子との出会い、ウミガメの産卵地など見えてきました▼3日目は「屋久スギランド」と世紀杉など山の中へ行き自然遺産の本領である屋久スギと共生する木々や倒木、屋久鹿の家族、滔々と流れ出る沢を渡り、眺め、歩きました。何千年もの前からこの急峻で雨の多い屋久でこの自然と溶け込み生きる杉の生命力に畏敬の念と崇高さを感じました▼しかし、大阪に帰って「公務員基本条例」? 節電だけでない蒸し暑さと人の社会の騒々しさはいったい何?

(T)